

資料2

神戸市立中学校標準服のあり方に関する検討会開催要綱

令和元年7月12日
教育長決定
令和3年1月13日
改正

(趣旨)

第1条 神戸市立中学校の標準服に係る今後のあり方を検討するにあたり、生徒指導上の必要性や保護者の経済的負担の軽減、性的マイノリティへの配慮といった観点から幅広く意見を求める目的として、神戸市立中学校標準服のあり方に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(委員)

第2条 検討会に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 教員の代表者
 - (3) 保護者の代表者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、教育長が特に必要があると認める者
- 2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、10名以内とする。
- 3 検討会に、特別の事項を調査検討させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 4 第1項の規定は、前項の場合に準用する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から、当該委嘱した日の属する年度の3月31日までとする。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(委員長)

第4条 教育長は、委員の中から委員長を指名する。

- 2 委員長は、会の進行をつかさどる。
- 3 教育長は、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(部会)

第5条 教育長は、第1条の趣旨に照らし必要な事項について、部会を置くことができる。

- 2 部会は、前項の事項について調査検討する。
- 3 部会に属すべき委員及び臨時委員は、教育長が指名する。
- 4 教育長は部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の中から部会長を指名する。
- 5 部会長は、当該部会の進行をつかさどる。
- 6 教育長は、部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。
- 7 教育長は、必要に応じて、部会の報告をもって、検討会の報告とみなすことができる。

(意見の聴取等に関する協力の要請)

第6条 検討会及び部会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請する。

(会議の公開)

第7条 検討会及び部会は、これを公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合で、教育長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29条）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
 - (2) 公開することにより公正かつ円滑な検討会の進行が著しく損なわれると認められる場合
- 2 検討会及び部会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

(施行細目の委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会及び部会の開催に必要な事項は、学校教育部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年7月12日より施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年1月13日より施行する。